
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	第 155 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は第 155 回金融商品専門委員会（2020 年 6 月 18 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

投資信託の時価の算定に関する取扱い

2. 解約制限の内容は、運用効果の最大化を意図したものや、いわゆるパニック売りの状況下を想定したものと認識している。基準価格にはこうした解約制限の内容は反映されていないと認識しているが、仮に第三者に相対で譲渡した場合においては、基準価格を基に特段の調整を加えずに取引をしているのではないか。
3. 非上場株式が組み入れられている投資信託は、どのような評価がされているのか等確認頂きたい。
4. 金融機関であっても、積極的にポートフォリオを組み替えることを想定して運用していないケースが多いと考えられ、調整に必要とされる情報を必ずしも容易に入手できるとは言えないため、実務上の便法は必要と考える。
5. 数年間解約できないようなロックアップ期間が設定されている場合において、基準価格に調整を加えないものを時価とみなすのであれば、時価算定日の基準価格が存在しない場合においても、調整を加えずに直近の基準価格を時価とみなすことを認めざるを得ないのではないか。
6. 「投資信託財産の評価及び計理規則等に関する規則」の第 51 条（基準価額の算定の原則）において、当該規則等に定めのない事項は「不動産投信等規則」及び「インフラ投信等規則」の規定を準用することとなっているため、これらの規則の定めについても確認が必要ではないか。
7. 相当数の投資信託を保有している場合等、個別に開示が可能なのかといった実務上の問題は理解するものの、解約制限の内容は、流動性の程度を把握する上でも有用な情報と考える。
8. 解約の制限が存在する場合において、それが市場参加者からリスクの対価が求めら

審議事項(4)-3

れるほどの重要性があるか否かの判断の線引きが困難である可能性がある。

9. 実務上の便法を適用するかどうかは、解約制限の重要性により企業が判断するものと理解しているが、レベル別分類の開示が不要になることが誘因となって、結果として解約制限の重要性によらず、便法が濫用されることも想定されないか。よって、実務上の便法の適用条件を追加し、適用できる範囲を限定する必要はないか。
10. 時価算定と開示の取扱いの関係や、解約制限の重要性の考え方が複雑であるため、表やフローチャート等で整理して頂きたい。

以 上